

「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」の見直しに係る検討課題

栽培実験指針の項目	検討課題	備考										
第1 総則 1 目的 2 定義 第2 栽培実験の実施 1 栽培実験計画書の策定 2 交雑防止措置 (1) 隔離距離による交雑防止措置 ア 当該対象作物ごとに、同種栽培作物等と次に定める距離以上隔離する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年に実施した調査研究で、花粉源から最長25.5m離れたイネで交雑種子が検出されたことから、イネについては、隔離距離を見直すべきではないか。 											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>栽培実験対象作物</th> <th>同種栽培作物等と隔離すべき距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 826 456 938">イネ</td> <td data-bbox="456 826 875 938">20 m (平成17年度は暫定措置に基づき26 m)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 938 456 978">ダイズ</td> <td data-bbox="456 938 875 978">10 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 978 456 1169">トウモロコシ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)</td> <td data-bbox="456 978 875 1169">600 mまたは防風林がある場合は300 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1169 456 1393">西洋ナタネ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)</td> <td data-bbox="456 1169 875 1393">600 mまたは花粉及び訪花昆虫のトラップとして、対象作物の周囲に、1.5 m巾の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は400 m</td> </tr> </tbody> </table>			栽培実験対象作物	同種栽培作物等と隔離すべき距離	イネ	20 m (平成17年度は暫定措置に基づき26 m)	ダイズ	10 m	トウモロコシ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600 mまたは防風林がある場合は300 m	西洋ナタネ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600 mまたは花粉及び訪花昆虫のトラップとして、対象作物の周囲に、1.5 m巾の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は400 m
栽培実験対象作物			同種栽培作物等と隔離すべき距離									
イネ			20 m (平成17年度は暫定措置に基づき26 m)									
ダイズ			10 m									
トウモロコシ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600 mまたは防風林がある場合は300 m											
西洋ナタネ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600 mまたは花粉及び訪花昆虫のトラップとして、対象作物の周囲に、1.5 m巾の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は400 m											
イネ	20 m (平成17年度は暫定措置に基づき26 m)											
ダイズ	10 m											
トウモロコシ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600 mまたは防風林がある場合は300 m											
西洋ナタネ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600 mまたは花粉及び訪花昆虫のトラップとして、対象作物の周囲に、1.5 m巾の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は400 m											

栽培実験指針の項目	検討課題	備 考
<p>イ イネ及びダイズについて、食品安全性又は飼料安全性承認作物でないものが対象作物である場合には、モニタリング措置を実施する。</p> <p>(2) 隔離距離によらない交雑防止措置</p> <p>ア 開花前の摘花、除雄又は袋かけ</p> <p>イ 開花中の風、訪花昆虫による花粉の移動を防止できるネットによる被覆又は温室内での栽培</p> <p>ウ 学識経験者の意見を聞いて農林水産技術会議事務局長が定める措置</p> <p>3 研究所等の内での収穫物、実験材料への混入防止措置</p> <p>第3 栽培実験に係る情報提供</p> <p>1 栽培実験を開始する前の情報提供</p> <p>(1) 計画書の公表</p> <p>栽培開始の1ヶ月前までに、計画書の内容を研究所等のホームページに掲載し、プレスリリース等を行うこと。この際、説明会の開催についてもあわせて周知するものとする。</p> <p>(2) 説明会の開催</p> <p>計画書の公表後、できる限り早く説明会を開催すること</p> <p>(3) (1)及び(2)のフォローアップ</p> <p>2 栽培実験の経過等に関する情報提供</p>	<p>・平成15年、16年に実施した調査研究で、播種・移植期を20日間ずらした場合、花粉源に近接する場所でも交雑種子が検出されなかったことから、イネについては、播種・移植日をずらす方法を追加してはどうか。</p> <p>・これまで実施した説明会では、①研究所近隣の農家の出席が少ないこと、②説明会とは別に都道府県・市町村・地元農業団体に対して説明している状況にあることから、情報提供の方法を見直すことが必要でないか。</p>	

栽培実験指針の項目	検討課題	備 考
<p>第4 栽培実験に係る管理体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 栽培実験責任者の指名 2 作業管理主任者の指名 3 情報提供主任者の指名 <p>第5 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 科学的知見や運用結果等に基づく見直し 2 カルタヘナ法における経過措置の適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産技術会議事務局が、指針を策定した立場から運用状況を確認することとしてはどうか。 	